社会福祉法人三光会役員報酬規程

（目的）

第１条　理事長は、社会福祉法人三光会の最高経営責任者である。これまでのように無報酬でありながら、法人代表として経営責任を負わなければならないという非常に不明瞭な立場から、報酬規程を定め報酬を支払うことで、理事長の職責を明確にするものである。なお役員報酬の対象は理事長のみとする。

（職務）

第２条　理事長の職務は次のとおりとする。

・法人の理念、大綱等の策定
・役員・評議員の委嘱及び理事会、評議員会の招集
・法人資産・財産の管理
・会計等を通じて経営状況の把握と事業計画、経営方針の決定
・人事、給与等賃金に関する決裁
・100 万円を超える物品購入、支払いに関する決裁
・法人が締結する契約全てについての決裁
・誠心園及び町田誠心園・大野北誠心園の施設長に対する教育、指導
・その他、経営状況に大きく関わると理事長が認めた事項についての決裁

（職務遂行の場所）

第３条　理事長は第２条に掲げる職務遂行のために、社会福祉法人三光会が経営する特別養護老人ホーム誠心園及び町田誠心園・大野北誠心園に必要な時に出勤する。

（報酬の支払い）

第４条　月額報酬は月末締め翌月２０日支払いとする。賞与は職員賞与の支給時期に合わせて支払う。

（報酬の改定）

第５条　法人の業績によって月額報酬の改定を行うことが出来る。
改定は毎年１回、決算期の３ヶ月後に実施する。

（出勤の確認）

第６条　理事長の出勤確認はタイムカードにより管理する。管理は誠心園の施設長が行う。

附　則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1．月額

役員報酬規程に則り理事長が職務を遂行した場合の、報酬月額は1,000,000円(通勤手当を含む)とする。

2．賞与支給総額の上限

期間率1.0未満を除く常勤職員の平均支給率を乗じた額を支給する。

3．年間支給総額は法人の年間収益額の1％を上限とする。

旅　費　規　程

社会福祉法人　三　光　会

令３４

社会福祉法人 三光会旅費規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人三光会就業規則（以下「就業規則」という。）第35条の規定に基づく職員及び三光会役員・評議員・評議員選任解任委員会委員が出張、その他の旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（旅費の支給）

第２条　職員、契約職員及び登録ヘルパーが業務のため旅行したときは、旅費を支給する。

三光会役員・評議員・評議員選任解任委員会委員が三光会の要求により旅行したとき及び三光会の理事会・評議員会・評議員選任解任委員会・監査・その他の会議等に出席したときは、旅費を支給する。

（旅行命令）

第３条　旅行は、理事長又はその委任を受けた施設長（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行われなければならない。

２　旅行命令権者は、電話、郵便等の通信によっては業務の円滑な遂行ができない場合、旅行命令を発するものとする。

（旅費の種類）

第４条　旅費の種類は、鉄道賃、バス賃、タクシー料金、レンタカー料金、船賃、航空賃、自家用車使用料、高速道路使用料等、及び日当、宿泊料とする。

２　鉄道賃は、鉄道旅行においてその路程に応じた鉄道旅客運賃表又は実費額により支給する。なお、特別急行料金は、東武鉄道日光・鬼怒川線及びJR新幹線のみ支給する。

３　バス賃は、バス旅行においてその陸路を運行されている路線バスの旅客運賃表又は実費額により支給する。

４　タクシー及びレンタカー料金は、実費額を支給する。

５　船賃は、水路旅行においてその路程に応じた船賃表又は実費額により支給する。

６　航空賃は、航空旅行においてその路程に応じた航空運賃表又は実費額により支給する。

７　自家用車使用料は、旅行命令権者が業務の遂行のため必要と認めた場合において、自己の自動車を使用して旅行した場合、当該自動車の種類に応じて次表に定める旅費を支給する。

A表　職員、契約職員及び三光会役員・評議員・評議員選任解任委員会委員

自動車の種類	旅費(1Km ＼ 円)
総排気量1,000cc以上	25円
総排気量1,000cc未満	20円

B表　登録ヘルパー

自動車の種類	旅費(1Km ＼ 円)
総排気量1,000cc以上	18円
総排気量1,000cc未満	[illegible]円

8　高速道路使用料は、実費額を支給する。
9　日当及び宿泊料は、別表第１に定める額を支給する。

（施設車による旅行）
第５条　社会福祉法人三光会で所有する自動車を利用して旅行する場合は、高速道路使用料、別表第１で定められている日当、宿泊料のうち、該当するもののみ支給する。

（旅費の計算）
第６条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の計算による。ただし業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、通常の経路によることが出来ない場合は、実際の経路により計算する。

（講習会、会議等出席時の旅費）
第７条　各種講習会、研修会及びその他会議等に出席した場合において、主催者がそれに伴う交通費、日当、宿泊料を負担した場合は、第４条第９項の規定にかかわらず、交通費、日当、宿泊料は支給しない。

（出張中の事故）
第８条　出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため日程以上の滞在をした場合は、その間の日当及び宿泊料を支給する。
2　出張中業務の都合、不慮の事故、その他の特別の事由によって多額の出費を要し、所定の旅費を持っても支弁できない場合は、事情を説明できるものを提出し、旅行命令権者の承認により実費を請求する。

（出張中の勤務時間の取り扱い）
第９条　職員、契約職員及び登録ヘルパーが業務のため出張勤務をしたときは、１日の所定労働時間を勤務したものとみなす。
2　前項の勤務については、出張労働のみなし労働時間制に関する労使協定により定めるものとする。

（旅費請求の手続き）
第10条　旅費の支給を受けようとする者は、所定の旅費請求書を旅行命令権者に提出しなければならない。

（旅費の支給方法）
第11条　旅費は旅行終了後支給するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、旅行前に概算額により支給し、旅行終了後精算することができる。

（実施規定）

第12条　この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈に疑義が生じた場合は、理事長がその都度これを定める。

（改正）

第13条　この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決により行う。

附　則

この規程は、平成10年5月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第１

社会福祉法人三光会旅費規程第４条第９項に定める日当・宿泊料

役員・評議員 職員別	旅行地等	日当	宿泊料
誠心園 職員	①栃木県内	支給しない	
	②栃木県外	2,000円	
町田誠心園及び大野北誠心園 職員	①東京都内及び神奈川県内	支給しない	旅行先問わず 限度額15,000円（ただし、15,000円未満で宿泊したときは、その実費額とする 限度額15,000円
	②東京都外及び神奈川県外	2,000円	
三光会役員・評議員・評議員選任解任委員会委員	旅行先問わず また理事会・評議員会・監査・評議員選任解任委員会・その他の会議等出席時も支給する。	10,815円	

その他　１．入所者、利用者が無断外出し捜索をしたとき、または施設外行事において緊急連絡、用具運搬等の事由が発生したときは、上記の別表第１で定める日当を、宿泊を要する場合は宿泊料を支給する。

２．入所者、利用者及びその予定者に対しての相談業務、面接調査、健康管理、疾病治療のための病院送迎時の付き添い等については、別表第１に該当しても日当は支給しない。ただし、宿泊料については、旅行命令権者の判断に委ねる。また、自家用車使用の場合は、第４条第７項に定める旅費を支給する。